

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年8月19日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和2年8月19日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年8月19日（水） 午後3時56分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

(2番)石川 眞平 (4番)山縣 洋 (5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則
(7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正
(11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久
(15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者（2名）

(1番)池田 静枝 (3番)中山 博祐

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第52号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第53号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第54号 農地法施行規則該当転用届について

報告第55号 畑地造成届出について

報告第56号 納税猶予に関する適格者証明願承認について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4番 山縣 洋委員

5番 木原 伸二委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから令和2年8月の月例総会を開催いたします。

新しい体制になりました、初めての月例総会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日御欠席の連絡がありましたのが、1番、池田静枝委員と3番、中山委員でございます。

過半数の御出席がございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、4番、山縣委員さん、5番、木原委員さんの2名にお願いします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速議案審議に入ります。

議案第37号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第37号について御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてです。8件あり、目的については、所有権の移転が8件となります。

譲渡理由については、耕作困難に伴うもの8件、譲受理由は、新規就農が2件、耕作規模拡大が6件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第37号の1は、———が新規就農するために———の農地を購入する所有権の移転の案件です。

8月8日に現地確認及び聞き取り調査をしました。

場所は、—————にあります。資料には載っていませんが、農地のすぐそばに—————の自宅がありまして、—————で購入して、以前から趣味としていた農作業を本格的に始めたいということです。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをいたしました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況など、資料に記載しているとおりでした。次に、農作業常時従事要件については、—————でされるということで、問題ないと思います。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

御意見のある方、お願いします。番号と名前を言ってから。

○11番 11番、池田です。

本件の耕作困難で、1番のほうですけど、—————ですけど、12ページに関連があるので、そっちも併せて御質問いたします。農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知、ここにも—————というのが出ております。それで、ちょっと関連があるので。

農地等を引き渡すことになる期限前6か月ですね、6か月以内に提出した双方の合意によって契約されていますが、この合意は、貸し手と借り手がありますが、どちらが申し込まれたんでしょうか。それが分かれば。

もう一点は、解約の事由です。何らかの理由があると思いますが、高齢化による耕作困難とか、その辺が分かればお願いしたいんですけど。

それと、現在の農地の状況です。野菜とか米が作付されているのかいないのか。その辺が、新規の方はそれでいいんですが、すぐこちらにいらいますので、どういう経緯があるのかということで、お尋ねします。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 事務局が回答いたします。

解約に関しては、—————と—————の、貸す側と借りる側、双方の連名の解約の通知書が事務局に出されて、解約した後にこの3条ということになりますので、双方の同意が得られております。

(「解約の理由」と呼ぶ者あり)

理由としましては、今後の予定として売却するから、双方が同意して解約されたということになります。もうその次に、新たに売却の予定があるからという意味です。

○11番 それで、一応使用貸借が、その内容は分かりませんが、してあるわけですね。だから、それが双方で合意してやっておられる。それに売却の話が来たから、そちらに乗り替わったというこ

とはないという、その辺はどうなんですか、私はよく分かりませんが、使用貸借はある、合意してということですか。

○事務局 そうですね、まず、使用貸借で恐らく御本人ができないから、どなたかにお願いをするのが最初だったと思います。

それから、新たに買うという意思が、お話があつて、使用貸借の方とも合意して、解約されて、次の段階に行かれたのかと思います。

○11番 了解しました。

○藤井会長 恐らく———ということですから、———という話の先に、それを、農地もということがあったんじゃないかと思います。

12ページの———は、認定農業者でかなり農家をやられている方です。そこにお話しに行つて、いいよと了承いただいたのではないかと思います。

○11番 合意年月日と引渡年月日が皆一緒になっていると思うんです。私、初めてなんですけど、6か月の農地の引渡しが契約書で6か月先というのができるようになっている。今、作付しておられたら、ちょっと不審でしたが、耕作者のほうも、そういう申し入れがあつたということならば、分かりました。借り手を保護する条文でございますから、これでいいと思います。

ありがとうございました。

○12番 12番の石田でございます。

この新規就農の———ですけど、この方、新規就農の事業とか、農政の、そういうものを受けられる予定はあるんですか。———ので、楽しみだなと思っています。

○5番 事務局に聞いたんですけど、そういうのはないと。兼業です。趣味の延長です。

○12番 ありがとうございます。

○藤井会長 ほかにございませんか。

私から1つ、ここに許可が下りたら水稲用の道具を買うと書いてあるんですけど、これは、一通りそろえられる予定が本当にあるんでしょうか。

○5番 本人に確認しましたら、今回決まれば、すぐ———のほうに相談して全てそろえるという返事を頂きました。

ちなみに、農地はすぐにでも始められるぐらい、毎年保全管理されているので、いいと思います。

○藤井会長 機械をそろえられるんでしたら、この面積では投資にあうかどうかは疑問ですので、ぜひ、これから規模拡大されるように面倒みてあげてください。

ほかに何かございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、御承認いただける方、挙手をお願い

いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は可決承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

2番は、所有権移転の申請であります。

場所は、3ページを見ていただきたいと思います。場所は、—————ぐらいでしょうか、道に面したところの現状は畑でございます。隣接地が—————の田んぼになっております。

本件は、2年前に—————という方がお亡くなりになりまして、前後して—————が亡くなったわけですが、—————である—————、相続を受けられたわけですが、何せ—————のほうにいらっしゃって、こちらに帰ってこられることはないということで、たまたま近くに—————が—————住んでおられましたので、そこでお話を聞きましたところ、—————は、農業は全くする気はないということで、ほとんどの田んぼを—————に売っておられます。ということで、今回も畑—————ですけども、—————に売買で譲渡するという案件でございます。

農地法第3条第2項各号の農地の権利の移転の制限につきましては、—————は、御存じの方も多いと思いますが、—————の田んぼを耕しております。後からも出てくるようですけども、全く問題はないと思いますので、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 では、私のほうから1つ、—————は大々的に—————の栽培をやられているんですけども、農地をこうして受けていただくのはありがたい話ですが、この小さい面積で一体何をなさるつもりなのか。

○7番 隣が—————の田んぼでして、その一角であります。その—————は、道路に面したほう側にありまして、—————としては一体として、今後畑として使いたいということをおっしゃっていました。現状、保全管理はされていますけども、草ぼうぼうです。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 3番の議案について説明いたします。10番、吉本です。

資料は37の3、5ページになります。

本議案は、—————という、昔、—————があったんですが、ちょうどすぐ上の土地です。—————と—————との御関係は、—————が—————の身内の方を御存じでして、—————は、ここの今回売りに出された土地と同じぐらいの土地を、仲介で売却するようにしておられたそうです。そのときに、知り合いであったということもありまして、—————は、既に—————ぐらいの—————をつくっていらっしゃいます。したがって、規模を拡大したいということで、条件のいい日当たりのいいところを今回購入したいということで聞いております。

8月13日の15時に、—————と対面して、—————の倉庫を見せていただきました。6ページにありますように、営農計画書ですね。特に3か所に—————のための防除機と、草刈り機と、耕運機とか分けて置いていらっしゃったので、そちらのほうの1か所を見せていただきました。そこは、草刈り機も、実は乗用の大きな—————くらいするものを持っていらして、かなり草のほうは大変なんだとおっしゃっていました。かなり本格的にやるというお気持ちでいらっしゃいました。

—————歳ということで、—————もまだ仕事はしているんですが、退職する前提だから、規模を増やしたいというお話を聞きました。

第3条第2項のチェックシートに基づいてチェックいたしました。まず、全部効率利用要件です。これは、必要な機械の所有、それと農作業に従事するということです。そういうことも含めて該当なしで、問題ないと思います。

それと、農作業の常時従事要件、これも、お話をお聞きしましたところ、かなり—————をしていらっしゃるんですけど、この間も2回ぐらい電話したんですけど、やっぱり山の中にしょっちゅう行っておられて、特に雑木の伐採とか雑草の関係とか、非常に手がかかるんだということで、かなり籠って—————はつくっていらっしゃいました。

地域との調和要件というのがあるんですが、実は、この—————は、今、—————の周辺はですね、田んぼの耕作者もいらっしゃらないし、言うなら耕作放棄というか、山林化しているような状態、木が少し立っていて。重機も持っているんで、それも使って開拓していきたいとおっしゃっていました。

以上のことから、地元の農業委員としては、—————についてやる気はあるし、問題はないと判断いたしました。皆さん方の御意見があればよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番は可決承認いたします。

続きまして4番、地元委員さんの説明をお願いします。

○10番 4番も、続きまして10番、吉本です。

これは、——が、——、これは——だと思んですけど、2ページの備考欄に——と書いてあるんですが、こちらの——と話をしたんですが、——が、ここ——くらい田んぼがあり、現在、耕作をしておられますが、——にいらっしゃるし、これは、多分——という、——の田んぼだったと思います。遺産相続で、——がここを頂いたというのを聞いております。

お話を聞いて、同じく第3条の第2項によってチェックいたしました。——は、耕作面積とありますように——くらい、特に——と裏で——を——くらいつくっておられます。

したがって、機械についても、資料の8ページにあります、倉庫を見せてもらったら、機械がちよっと多過ぎるくらい、律儀に管理していらっしゃいます。必要なときには、人を雇って草刈り等も、刈り取り、植付けの作業をしていらっしゃいます。

第3条第2項でチェックしたところ、全部効率利用要件、必要な機械、それと農作業に従事するということについては該当なしということで、問題ないと思います。

それと、農作業常時従事要件、これについても、実は、私もちょうど地元なので、毎朝顔を合わせるという状態です。8月13日に、本人と確認しまして、その旨の話をしました。

地域との調和要件につきましては、地域の草、川掃除とか、そういうことについても、かなり手広くやっけていらっしゃいますので、代理の方を出していただいて、そちらのほうに協力をしてもらっています。

以上のことから、——が、——なんですけど、購入するというので、この議案について問題ないと地元の委員としては判断いたします。皆様方の御意見をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします、どうぞ。

○12番 12番、石田です。

——、しっかり頑張ってくださいって、頼もしいなと思んですけど、認定農業者になられていると思んですけど、初めての委員さんも今回多いので、市役所、農林水産振興課で所有権の移転をするとき、嘱託登記というのをやっけて、引き受けるほうが認定農業者の場合は、市が登記の代行をやってくれるという仕組みがあるんです。実質、印紙代だけしか負担なくていいので、皆さんも地元で認定農業者に所有権移転が行われるときは、ぜひ相談していただいたらよいと思いますけど、御存じですかね。

○10番 ——、実は——が——をやっけておられます。そこでやっけてもらっているみた

いです。

○12番 わかりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。4番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 台道地区の中部と西部を担当しております末廣といいます。今回初めてでありますので、あまりいじめないでください。

この議案の37の5につきましては、———に既に委員会に提出されております古民家を、購入するというので、すぐ隣に農地、畑、——とある畑ですが、それらの件です。———くらい行ったところに、———というところがあります。その中の集落にあるところ
です。

農地は、名目は田ですが、——もないところで、———。現地は防草シートを一面に敷いてありまして、現在、草もほとんど生えていない、畑に何も植えていないということです。

それで、先日、ここを譲り受けられる———という方にお伺いして、お話をしました。この方、———に住まわれて、実際農家じゃないですが、家を買うと同時にすぐそばの畑をやりたいと。——もないので、いわゆる家庭菜園的なものですね、熊手とくわとスコップ等もあれば、恐らくやれるだろうということでした。指導は、近くに———が住んでおられるので、それで聞いてやろうということでした。

そういうことで、大きな問題はないと思いますので、皆さん方の御審議をお願いしたいと思います。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

その前に、この件については初めての委員さんも多いので、下限面積の件も含めて、事務局からあらましを説明してあげてください。

○事務局 まず、下限面積について、今、お手元に資料をお配りしました。

左側を書いてあるのが原則です。こちらが、農地法第3条第2項の各号の中の1つ、第5号に規定されておりますが、農地の下限面積、都府県については50a、5,000m²以上となっております。防府市の場合は、大道地域と佐野の一部の地域を除いた市内の全域の農地を、平均規模が小さい農地として、下限面積を20aにまで引き下げています。それが、例外、特例と書いてある

右側のほうで、農地法施行規則第17条、その中の第1項、平均規模が小さい地域ということで、大道地域と佐野の一部の地域を除いた地域を20aとしています。つまり、大道と佐野の一部は50a、原則のままです。

さらに第2項、担い手が不足している地域については、全国的にも事例として導入されているんですが、空き家に付随する農地を空き家と農地をセットで購入する場合には、下限面積を10a未満でも、一番下に書いてあります、任意の面積で設定が可能と。

防府市は、これを1m²以上に設定しております。つまり、この————の地番についての下限面積は1m²ということになりまして、通常の50aは必要ないことになります。

空き家に付随する農地にどういう形で指定するのかというのは、空き家バンクに登録された空き家で、その農地が遊休農地である。また、空き家と農地をセットで購入する。集团的営農に支障がない。要は、そこを小さい農地として分断というか、個別販売して、小規模な農家が増えたとしても、周りの全体の集团的営農に特に支障がないということが認められるものについては、1m²以上の農地という形で指定します。

先ほど御説明ありましたが、————の月例総会において、この農地につきましては1m²以上の農地とするという指定をまずしまして、今回、譲受人が決まったので、農地法第3条の申請が出てきたということになります。

制度の概要につきまして、防府市農業委員会のホームページで、農地付き空き家の下限面積の設定について掲載しておりますので、またお時間あれば御確認いただければと思います。

以上でございます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 事務局の方にお尋ねしたいんですけど、貸出・譲渡人の名前の下に、ここだけじゃないんですけど、年齢が記入してあるところと記入していないところがあるんです。それで、よく見ますと、市内の方は全部記入してあるんです。市外は全く記入していない。市内の場合は市民課の了解を取ってでしょうけど、パソコンで検索できるわけですよね。だから、そういうわけでもないでしょうけど、法定記載項目であれば、お聞きするなり、申請書に書いてもらうなりして、全部年齢を記入する、必要ないのであれば、全部書かないということも考えられるんですけど、私は、若い方か高齢者の方かという判断で、あつたほうがいいと思うんですけど、やっぱり譲渡人も高齢になられたから手放されるんだとか、判断材料の一つにもなるかと思うんです。やっぱり取扱は同一にされたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。11番、池田です。

○事務局 御質問にお答えします。

まさに言われるとおりの部分もあります。ただ、現状をまず御説明させていただきますと、市内の住民異動については情報が入りますので、年齢などは確認できるので、年齢が入っている、市外

の方は、そのデータがないので記載していないということになっております。

ただ、その判断材料の一つとして、年齢ということも確かにあります。申請書の中に、年齢が記入要件にはなっておりません。ということで、逆に年齢があるほうがサービスということでこの議案には載っているという現状です。そういうことで、載っていたり載っていなかったりとなっています。

今後についてどうするかは、また決めていただくことになろうかと思うんですけど、申請者に聞き取りして、ここを入れて議案書をお送りすることもできなくはないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

○11番 私は、法的記載根拠がなければ、それは了解します。たまたま見たときに、よその市で年齢欄があるのもありましたから、どうかなの思っただけで、それは結構です、今までのやり方で。

○12番 12番の石田です。

ごもっともな御意見だろうなとは思っています。私たちも、よく電話とかで聞き取り調査をするのに、女性の方にお年を聞くのは言いつらいところがあって、できれば最初から書いておいていただくほうが良いかと、可能な限りでも良いとは思っていますけど、出来ればそのほうが想像しやすいとか、お話す前に、自分の頭の中でイメージしやすいかと、個人的には思っています。

○藤井会長 申請書のひな型というのは、防府市独自のものですか。

○事務局 県内同一の様式になっております。年齢があったというのは、おそらくサービス等々で、よそのところとかを見られているんじゃないかと思えます。

ただ、年齢を入れるのに当たって、市内の方は正確な情報は反映できます。市外の方については、聞き取りという形になりますので、多少の誤差はあろうかと思えます。そこまでは求められないというところだけは、御了承いただければと思います。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 4番、山縣です。

私もこのたび1件、富海地区で担当しましたが、年齢が入っていたほうが良いというのに私も同意します。

その年齢が正確かどうかは確かめられないということであっても、送られてきた議案書を見る中で、どうしてこういう農地の売買なりが起きるのかなという、双方に聞く場合の前もっての情報として必要なんじゃないかなと思えます。

耕作できないということが書いてあれば、想像できるわけですけども、年齢が入っていれば想像しやすい。そういう情報を得てからなら、聞き取りもしやすいと考えます。

○藤井会長 どうぞ。

○10番 10番、吉本です。

意見がいろいろあったんですが、私の場合は、年齢まで聞いている場合と聞いていない場合があります。

ただ、第3条であれ、第5条であれ、第4条であれ、土地を譲渡するときに、不動産業者や、司法書士さん、行政書士さん、中間のかたが入られますよね。事務局で、相手の方の電話番号が分かるようにしてもらっていますから、地元の農業委員が自分で判断材料として、差しさわりのなければ年齢は聞いてよろしいでしょうかということをお願いして、聞いてもらう。それは審議の必要事項にはならないかも知れませんが、そういう方法もあるということです。

それと、こういう、今度第5条に出るんですけど、契約書を作られて、行政書士さんなりが作りますから。契約書には必ず年齢や入りますから、差しさわりのなければ教えていただけますかということでもいいと思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ないですか、今の件に関しまして。

申請書に年齢の欄を設けることは、防府市独自でやっても構わないんですか。

○事務局 聞き取りをしようと思います。

○藤井会長 だから、十分注意して、差し支えなければ教えていただきたいということになる。

○事務局 先方が、例えばそれを拒否された場合は、さすがに載せられないですが、可能な限り近い数字を載せられたらと思っています。

○藤井会長 そういういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、そういう方向でやらせていただきます。

○12番 全く別件ですけど、12番、石田です。

先ほど、空き家バンクとか事務局から説明があったんですけど、今まで簡単には説明されているんですか。今初めて空き家バンクとか付随する農地のことなどを。

いや、地元委員さんが、どうしようもないような農地の相談であったり、空き家もあるんだとか、そういう御相談をよく受けられると思うんです。そういうときに、市でどういう取組をしていて、市全体として、1m²以上に取得下限面積を下げてとか、農家住宅であってもUIJの方だったら入れるよとか、その辺のことも含めて、農業委員さんが知っていただいたほうが、いろんな相談を受けられる中で、その場ですぐ対処ができると思うんです。なので、ちょっと簡単に。

○藤井会長 いや、資料をつくって差し上げて。

○12番 ああ、そうでしょうか、じゃあ。

○藤井会長 事務局、その辺の資料をまとめて。

農地バンク絡みの農家住宅のことを載せて、詳しく説明できる資料を。

○事務局 来月、机上配付という形でお願いします。

○藤井会長 それでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御意見ございませんか。今、5番を審議してもらっている訳ですよ。5番につきまして、御意見ほかにごございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。5番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件は、—————の農地、—————の農地を—————にお住まいの—————から、—————にお住まいの—————に所有権移転をしようとするものでございます。

この農地ですけど、—————、お年をお聞きしたら—————歳とのことでしたが、長くそちらに住んでおられるんです。—————年前に—————が亡くなられて以降、ずっと今まで近所の—————が、実質的にはつくっておられた農地でございます。今後つくられる見込みは全くないということで、このたび—————に所有権移転をされる予定としています。

この—————ですけど、—————歳、御高齢ではあるんですが、地域の水路の関係のこととか非常に詳しくて、また、農業にも本気で、—————飼ったり、—————なんかもされているんですけど、—————も、—————もしっかりといつも手伝っておられて、周りでいろんな相談を受けられて、しっかり草を刈ってあげたりもされています。このたびの案件ですけど、いい話と思います。

以上、皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。6番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして7番、地元委員さん、説明願います。

○4番 4番、山縣です。

私、牟礼の人間ですけど、—————を担当することになりまして、—————の人とのつき合いはないんですが、ただ、このたびの件につきまして、農業委員になったということで、—————というところに—————という方がおられまして、この方が、すごく農地のこと、また—————地区、—————

地区の——もしておられる方で、この37号の7についてのことは、もう知っておられました。

それで、現在の所有者が——という方、住所は——になっております。——からこちらのほうに、何年前に移られてきたのか、それは聞いておりませんが、——は——の住所です。——のところに身を寄せられているということですが、現在——しておられ、直接話は聞けませんが、——に住んでおられる——に、——のほうに畑——、売るという約束ができていっていることにしているということです。

——のほうは、ここに書いてありますように、現在の耕作面積——以上、このたび譲り受けるところは、畑という地目になっておりますけど、これはかつて——されたところですが、多くが、——としてはもう存在していないんですが、これを——、畑として、営農計画書に書いてあるように、使われるということだと思いますけど、周りがほとんど、——の話でも、——自身が草刈りの依頼を受けて草刈りに入ったり、そういう状態ですから、いわゆる実態は——自身がもう持てない、所有できないということで、——のほうに売ろうということだと思います。

そういうことでありますけども、——は——の方でもありますし、それなりにという言い方はよろしいのかどうか分かりませんが、管理はされると思います。

以上、発表を終わります。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番、中関の倉重です、お世話になります。

営農計画書を確認させていただいたんですが、——とか、作目及び利用計画のところは——とありますが、これ面積は、——くらいあるかと思うんです。私の個人的な見解からすると、——ちょっと少ないのかなど。将来的なこともあるんでしょうけども、よく分かりませんが、もうちょっと具体的だったらいいのかなというところがありますが、どうでしょうか。

○4番 この営農計画書を書かれたのはどなたかということ、私、推測するのに、この筆跡と同じ文書が、このたび——名義の土地が、——というところにあるということで、現況確認書が出ていまして、この現況確認書を実際に書いたのが、——らしいんです。それで、それと同じ筆跡でここに書いてあるので、——が書いたわけではないと推察します。

それで、先ほども言いましたように、——として経営していこうという意味で土地を買いますということになって、——がもう、この方が亡くなられて誰が相続するのかという問題が起きる前に、地元の親しい方である——に売っておこうという、いわゆる後始末という意味の土地の売買であるということでもあります。よろしいでしょうか。

○6番 分かりました、ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんか。

○12番 12番の石田です。

先ほどからお名前が出てきていた——、私も御連絡させていただきまして、この辺り一帯がもう手がつけられないような、山林化したような状態のところはかなり増えていると。何とか農地から外していただくことはできないのかというような御相談があったと思いますけど、山縣さんにお伝えしたところですが、結局、この辺りの雰囲気がどういう状況になっているかというのも併せて教えていただけたらいいんじゃないかと思うんですけど、周りの雰囲気がイメージしやすいかと。

○4番 今ですか、この場で。石田委員からお話があるので、じゃあ、あれですけど、その——という方、——年前から、今、——というところに——がありますけど、その西側の隣接地に家を建てられて住んでおられます。生まれ育ったところは——らしいんですが、——年前はどこに住んでおられたかとか、そういうことは聞いていないんですが、とにかく——の農地関係については詳しいです。今、——の栽培とか、そういうこともやっておられますし、——か、呼んでこられたのも——が中心になってやられたようです。

——の話によると、——の家は、高速道路の高架がなければ、真っ直ぐ——まで見通せるような位置にあるんですけど、その——の方向にも山があるんです、——の。それがずっと——のほうに続いている山ですけど、その山も、昔は頂上付近まで耕作地であったとおっしゃっています。それが、今では全く山です。

ですから、いつごろからそういう状態に徐々になっていったのか分かりませんが、——というところは人口もどんどん減っていますし、実は——しているんですが、とにかく——が多いです。それも、今からでも住めそうな——が。それから、——を入れていると、突然2週間休みとか、それは——されているから、ちょっと——するので2週間休みとかということになるんです。——の方が多い。

今からこのたびの37号の7のような案件はたくさん出てくると思いますし、これは、いわゆる防府の平坦部のところでは、そう多くないかもしれませんが、小野の地区の奥のほうであるとか、そういうところでも、これからは徐々に起こってくるのではないかと。ですから、早めに、手当てをすべき、荒れてどうこうということになる前に考えておく、まだ耕作できるうちに耕作できる人に土地が渡るなり、借り手が現れるなり、そういう方策を農業委員会でも考えるべきだと思います。

○10番 10番、吉本です。

以前、第3条で田んぼを田んぼで買って、それをどこかの倉庫に転用するという違反行為があったんです。

許可基準というのがありますね。これの1と4と7番が、主に地元の農業委員が判断する基準で

す。

そういう荒れた地を開拓されて、——を植えていただくというのは、非常にありがたいし、非常にいいことなんですけど、大事なのは3つありまして、その農地を完全に農地として、またその人が使うかどうかということ。これをまず判断していただくということと、もう一つは、それをするために機械をちゃんと持っていらっしゃるかということなんです。それともう一つは、地域の方と、いろいろ問題がないように調和できるかということのを、主にここの判断をしていただくというのがあるんです。

今言った悪用するのもありました。この山の中というのはないでしょうけど、だから、買っただけのは非常にありがたいし、いいことなんですけど、開拓して、その辺を判断してもらって、基準もありますから、それで、見てもらっていいですか。

○4番 はい、ですから、先ほどから言っていますように、言い過ぎたのかもしれませんが、——として、先ほど倉重さんが言われた——もあって——で、と言われましたね。これ、正直なことを書いておられるわけですが、——は。書かれたのは——だと思えますけど、筆跡が現況確認書と同じだから。

確かにこれ、基準、農地法第3条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号とありますが、最終的には地域との調和要件、——自身——の方ですし、多分——と——の間には信頼関係があって、——は、——に託そうと思われたんだと私は思います。

——からも、困っているからお願いしますと電話頂きまして。現況、そういう状態なので、悪用するとかそういうことは考えられないと思います。それは、今から私が監視すればいいことですから、任期は3年ですから、3年間にわたっては監視していきます。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。7番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番、末廣です。

15ページですね。

場所は、——に田んぼがあります。——くらいのところにもう1つあります。もともと——という方の所有の土地でした。数年前に亡くなられた

んです。——がいらっしゃるんですが、今、——に入っておられるんです。その後を——が相続されたんですが、その——が去年の暮れに亡くなられたんです。そうして、——の——、——が——に住んでいらっしゃるので、どうしようもない、田んぼをつくることはできないというので、——に住んでおられる——が所有することになったと。この方が、——で——やっておられると。——の田が、2つ合わせて——くらいあるので、——を超えるということです。

営農計画書のとおり、農機具や農舎も——にもありますし、——にもある。——のほうは、もう——になっているんです。両方あるので、——と——もいるということで、ここの第3条第2項の許可基準を十分満たしているということで、問題はないと考えるので、皆さんの御審議をお願いしたいと思います。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか、御意見がないようでしたら採決に入ります。8番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、可決承認いたします。

続きまして議案第38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第38号について説明いたします。

議案書は4ページ、資料は17ページからとなります。

議案第38号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は12件です。

この12件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が6件、貸太陽光発電設備が1件、共同住宅が1件、自己用住宅が1件、進入路が1件、資材置場が1件、農家住宅敷地拡張が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は17ページになります。農地区分は、集団農地面積9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号2は、貸太陽光発電設備です。資料は、23ページになります。農地区分は、集団農地面積0.05haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号3は、共同住宅です。資料は29ページになります。農地区分は、集団農地面積6.3haの農地で、防府市役所牟礼出張所から約350mのところに位置しており、規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は、35ページになります。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号5も、太陽光発電設備です。資料は、41ページになります。農地区分は、集団農地面積2.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号6は、自己用住宅です。資料は、47ページになります。農地区分は、集団農地面積0.05haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7は、太陽光発電設備です。資料は、53ページになります。農地区分は、集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号8は、進入路です。資料は、59ページになります。農地区分は、集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号9は、太陽光発電設備です。資料は、65ページになります。農地区分は、集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号10は、資材置場です。資料は、71ページになります。農地区分は、集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号11は、農家住宅敷地拡張です。資料は、77ページになります。農地区分は、集団農地面積3.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号12は、太陽光発電設備です。資料は、83ページになります。農地区分は、集団農地面積2.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第38号の1は、———の農地を———が譲り受け、太陽光発電施設を建設したいという申請です。

現地確認を8月14日に、中山委員と事務局2名と一緒に行いました。また、ヒアリングを8月7日に———と、それから、8月13日に———と行いました。

譲渡人の———が、訪問してもいらっしゃらないし、電話しても出られないということで、昨日やっと電話で連絡が付きましましたので、そこで少し確認をしております。

現地は、———程度行った———にあります。資料は17ページです。

譲渡人の———は、———で———をされています。———はいらっしゃるんですが、———ではないので、時々帰って草の管理程度はされています。ただ、なかなか管理が行き届かないということで、農地を手放したいと考えていたところに、今回の話が出て、譲り渡すこととしましたということです。全部で———くらい所有されていたんですが、今回、19

ページが分かりやすいですが、ここに———の、———あるんですが、本人がおっしゃるには———売ったとおっしゃるんですけど、今回上がっているのはこの———のところだけですが、今後、また太陽光が出てくるのかなとは思いますが。一応それを引きますと、あと———くらい残りますということで、当面は———は管理をしていこうと思っていますということでした。

———については、近くに施設を持ってまして、この土地は日当たりがよく、太陽光発電に最適な土地として譲り受けることとしたということです。

周辺への説明は、もう、この地域で何回か取得されていますので、説明しますということでした。周辺の農道とか水路の管理も、定期的にやっていますということでした。それから、それに合わせて草刈り等も自社で対応するという予定だそうです。あとは、工事については、———には着工したいということでした。

それから、周辺への影響ですが、この周り、隣接する農地は全て休耕田となっていて、もう耕作されていませんので、特に大きな影響はないと考えています。

皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第38号の2は、———の農地を———が譲り受け、太陽光発電をしたいという申請です。

現地を8月14日に、中山委員、事務局2名で行いました。

ヒアリングを8月17日に———と、それから、8月13日に———と行いました。その結果を報告します。

現地は、———程度行った———にあります。

譲渡人の———ですが、———でいらっしゃいますが、———にお住まいで農作業はもうできないということです。今回で何件目かな、徐々に農地を手放して、どんどん太陽光発電になっているという方です。数年前から離農を考えて、譲る相手を探していたところ、今回の話があつて譲ることにしましたということですが、この太陽光発電、———が

建設するんですが、その後、——、——へ貸し付けるという予定になっています。この——という名前ですが、——です。どなたへ貸されるんですかと聞いたら、私ですということでしたので、話がちょっと混乱したんですが、——をされている方が借りるということになっています。

工事は——に行われたりすることと、周辺、ちょっと横に広めの農道があるんですが、その農道も含めて全部資産管理等はしていきますということでした。その管理については——が行う予定になっております。

23ページの資料の斜線部分は、ほとんど太陽光発電になっています。一部ちょっと違いますが、隣も太陽光発電になっています。周辺は、家が1軒あるんですが、隣の——と書いてある、ここは——です。だから、お住まいは——だけになりますので、その辺にはよく説明をしてくださいということをお願いいたしました。

それと、——から最初に電話がありまして、水利組合の確認をしたいというお話がありましたが、この地域では、特にこういう雨水を排水するときの許可とか了解は、そういう話はしていないということでしたので、特に問題はないんですが、その辺まで気を遣っていただくような——の申請です。周辺は、全く農地がなくなっていますので、大きな影響はないと考えています。

皆様の審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。

先ほどの1番目の案件も、ここも、また——のほうもそうですけど、市が本気で農業振興に取り組まなかったら、ここまで地域は荒廃というか、金もうけのための太陽光に全部変わっていくんだなど、本当に悪い見本だなと感じた。うちの地区でもそうなりつつあるので、よその地区のことはあまり言えないんですけど、やっぱり地域全体で、もうやり手もないし、市も何ら計画を示すこともしないし、どうしようもないから、買ってくれる人がいるうちにとっとと手放そうという雰囲気蔓延しているんでしょうか。

○2番 どうですかね、——年ぐらい前までは、今、この件も——がいらっしゃって、一生懸命つくっておられました、この件じゃなくて、さっきの1番ですね。ため池が、——ため池というんですが、この水系ともう一つ、2番目は——の水系ですが、もう今時点ではため池の会長を、順番で交代していくんですが、やり手がないということで、ずっとここ一年以上ですね、同じ方がされていまして、ここ2、3年で太陽光発電が、どうしようもないというので手放すという形のようです。

ちなみにこの——は、相場は——ですかね。それでももう持っていられないという状況になっていると。担い手も特にはいませんので、私も少しずつ預かっているんです。私も

ここで農業していますので、預かってはきたんですが、いかんせんこういうふうにな整形な農地で小さくて、段々があります。草刈りはむちゃくちゃ多いということで、なかなか預かる方がいらっしやらないというのが現状です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございますか。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、採決に入ります。2番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認といたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

第38号の3についてですが、本来、池田委員さんの担当になるんですが、今日お休みですので、聞き取りのところから私が代理で対応いたしましたので、御報告します。

議案第38号の3は、———の農地を———が譲り受けて、アパートを建設したいという申請です。8月14日に、中山委員と事務局2名と一緒に現地確認を行いました。また、ヒアリングを8月15日に———と、8月17日に———と行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、———になります。資料は29ページです。

———と———、これ———だそうです。———は違うんですが、———ということ。この土地を———してもらおうという予定だそうです。———してもらって、アパート経営をしたいということでした。

すぐ西側に、29ページの資料に———と書いてあるんですが、これは、———が経営しているアパートになります。アパート経営は初めてですが、———でされていますので、特に問題はありませんということです。

資金についてですが、———が提出されています。

工事については———が行う予定です。

汚水は下水道に排水するというので、特に水利は関係していません。

北側が入り口になるんですが、水路があつて、今、小さな橋が架かっていますが、この橋を架け替える予定だということなので、土地改良区の下承は取れていますかと、一応建築確認が下りているので、取れているはずですが、確認しましたところ、下承は取れていますということでした。

それから、この予定地の東側、斜線の部分がちょっと地上げをされて、普通の民家が建っています。もうその周囲、今回の土地との間に水路がありまして、今回の予定地も地上げをする予定になっていますので、水路の管理はどうかというのを———に聞いたところ、このすぐ南側に

ある農地で、—————という方がつくられて、今、水稻が植えられています。話をして、水路の横に少しセメントを張った部分をつくる予定になっていますということで、水路の管理も特に問題がないということです。

それから、周辺農地については、今、—————、31ページの資料になりますが、水稻が植えてあるんですが、こことも今報告しましたように話がされていて、ほかにも説明をしていますということなので、特に問題はないと判断をしました。

皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第38号の4は、—————が—————の農地を購入し、太陽光発電設備を設置したいとする案件です。

8月12日に、事務局の方と田村委員さんとで現地確認をして、—————の担当の方にお話を聞きました。

場所は、—————にあります。資料の35ページを見ていただくと分かりますが、既に太陽光発電設備で囲まれている状況です。農地がわずかに残っていますが、荒れていて営農への悪影響は特にはないと思います。

—————は、この地域で何か所か設置済みということで、担当の方に、地域の方や水利組合等への説明と、設置後の草刈りなどの管理をお願いしましたら、十分心得ていますという返事を頂きました。

報告は以上です。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。4番、承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第38号の5は、—————が、—————の農地を購入して、太陽光発電設備を設置したいとする案件です。

8月12日に事務局の方と田村委員さんとで現地確認をして、—————にお話を聞きました。

場所は、—————にあります。この地域も、太陽光をはじめ転用が進んでいて、営農への支障は特にないと思います。

それから、地域の農家や水利組合等への説明と設置後の管理をお願いいたしましたら、これまでも防府での実績もありますし、ちゃんとやっているようですという返事を頂きました。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。5番、承認いただける方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして6番、地元委員さん、説明お願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第38号の6は、—————が、—————の農地を借りて、自己用住宅を建築したいとする案件です。

8月12日に、事務局の方と田村委員さんとで現地確認をして、—————にお話を聞きました。

場所は、—————にあります。今までは、畑として利用していましたが、—————がすぐ前で—————をしており、—————の近くで家を建てたいということから、今回の申請となりました。

県道沿いで便利もよく、営農への悪影響も特にないと思います。

それから、排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、水利組合等に説明をされています。

報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。6番、承認いただける方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

7番については、—————の農地、—————がお持ちの農地を—————が取得し、太陽光発電に転用しようとするものでございます。

—————にお話を伺ったところ、隣でちょうど太陽光が設置、参考資料の53ページの黒く塗ってあるところが太陽光発電に転用されているんですけど、そこの方から管理に困っていると話したところ、うちは太陽光の会社にもう売却したということを知り、——年以上草刈りを農業公社さんに頼んでいたんですけど、もう将来の見通しが立たないから、売却をしようと決断されたものでございます。

この辺り一帯ですけど、53ページの、申請地、色がついているところの北側に、また黒塗りのところがあるんですけども、もともとここは1種農地だったので、太陽光に転用できなかったところだったんですけど、この上のほうの黒い部分が開発行為、住宅が建って、農地が分断されたことによって2種農地になっております。

また私も次でも太陽光の事例があるんですけど、先ほどもちょっと言わせてもらったんですけど、もう何百年、何千年と、肥土など、しっかりと先人たちがつくってきてくれたものを、私たちの世代で、たかだか金もうけのために全部潰してしまっているということに対して、ものすごい罪悪感を地元委員としては感じます。将来の世代から、あの時代の人たちは何していたのかと、お墓に石を投げられるんだろうなと、そのようにも感じております。地元委員としては大変不本意ではありますが、致し方ないかなと、法律上、通さざるを得ないんだろうなというふうに感じております。

皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。7番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして。8番、9番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。御説明させていただきます。

この案件ですが、—————ですか、——のほう側になるんですけど、ちょうど—————が隣にあるんですけど、その近くの農地を、—————所有の農地を—————が取得し、太陽光

発電にしようとするものでございます。

この農地ですけど、昔は稲の苗代で使われていたそうでございます。水が、ちょっと高台にあって、水が当りにくいという所で、昔は苗をここで専用圃場としてつくられたそうでございます。ただ、それも——年から——年ぐらい前の話であって、最近ではそういう使い方もせずに、草刈りを御自身でされていたということでございます。

ただ、この辺りも周りが次々と太陽光に転用されていってしまっていて、——も、当初は地域でこういう太陽光が建つことに猛反対しておられて、やっぱり地域がこれだけ荒廃していくのを見ていられないということで、必死で抵抗されていたんですけど、もうどうしようもないだろうと。ため池も、もう管理ができないし、ため池も切開し、農地も全部太陽光に変わっていくのは止められないだろうということで、このたび、自分も売却することを決められたそうでございます。周りの状況を見ていると、そういう気持ちに至るのも仕方がないのかなと思っているところでございます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。8番、9番、御承認いただける方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、9番、可決承認いたします。

続きまして10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 これで最後です。12番、石田です。

本案件ですが、——があるんですけど、その下の農地、——所有の農地を、——が購入し、資材置場に使用するものでございます。

この農地ですけど、この地区一帯が平成21年の豪雨災害のときに山のほうからものすごい土砂が流れ出た地域でございます。この一帯がかなり埋まってしまって。何とか元の状態に復旧はされているんですけど、その際に、この田んぼも、ほかの田んぼよりはちょっとだけレベルが高くて、水が、その水害のときに水路が埋まってしまって、1枚の田んぼのために水路を復活させるのはいかかということになったらしくて、それ以降、水が当てられてないので、自己管理で草刈りだけされていた農地でございます。

草刈りはきれいにずっとしておられたんですけど、このたび、——が資材置場を、どこかいい場所ないだろうかということで、知人を介してお声かけがあったので、——の——が——しかいらっしやなくて、——に行っておられて、——、——におられるんですけど、もう既に——が、農機具とか全部手放されているので、将来できる見込みもない

ということで、買い手を探していたところ、ちょうどいらっしやっただので、—————に譲ることになりましたということです。

—————なので、駐車場と資材置場として利用するということですが、確かにこの辺り、家があるにはあるんですけど、ちょっと距離も離れているんです。ガチャガチャ音がしても、そこまで気になるようなことではないだろうと。

あと、—————、地域のお世話もよくしてくださっている方で、周辺へそういうふうな方、—————の方の資材置場のために売りますよということも、既に近隣の住民に説明をしてくださっていますので、特にトラブルになることもないのかなと感じております。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見ないようですので、採決に入ります。10番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決承認いたします。

11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。

議案第38号の11は、—————、この方—————歳です。—————歳までダムの草刈りとかされていまして。一緒にやっていました。農地を、—————の—————、—————歳が一部借り受けて、使用貸借の権利の設定を行い、駐車場スペースとして整備したいとの件です。

現地確認及びヒアリングを8月12日に、また、事務局と農業委員の石田さんと私の4人で、現地確認を8月13日13時半から行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、—————の場所です。

譲渡人と譲受人は—————で、—————の—————と—————の—————歳には、—————がおられ、—————家族です。今までも私、ここを通るたびに思っていたんですが、—————が、玄関前の狭い場所に車が置いてあるんです。その隙間で—————が遊んでおられる風景をたびたび見かけ、危ないなと思っていました。—————もこれから車を所有されるようになれば、駐車スペースが足らなくなりますので、今回、思い切って—————のうち、—————の公道に面した—————を敷地拡張による自己用駐車場建設を計画しておられます。—————の約—————の敷地です。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明いたします。

資料の77ページにもあるように、この農地区分は第2種農地です。第2種農地は、集団農地面

積 3.4 ha、いずれの法令にも該当しない農地です。また、ほかに代わる土地がない場合に許可されます。転用の確実性として、計画面積の妥当性もあります。周辺の農地などに関わる営農条件への支障ありません。土砂の流出など、農業用用水・排水への影響ありません。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、11番、可決承認いたします。

続きまして12番、地元委員さん、説明お願いします。

○14番 14番の末廣です。

今日3回目です。8月13日に、原田委員と事務局の方2名で現地を確認させていただきました。場所は、——くらい行ったところ。——という集落、——
——くらいのところですが、83ページを見ていただきますと分かりますように、民家が数軒で、ため池に挟まれたようなところ。申請地の周りは皆、申請地もですが、その周りは耕作放棄地になっております。面積が——くらいです。持ち主というのが、——と書いてあるそのすぐ右側に——と書いてある。あれが持ち主、これは、私と——なんです、ちょっとその後話を聞きました。——年余り耕作放棄地になっているということです。申請地のすぐ南側から北にかけて水路が通っておりまして、その水路がこの——に入っているようです。その水路が、新しく作り替えたばかりです。耕作放棄地で何で作り替えたかという、イノシシが闊歩してぐちゃぐちゃにしたと、で、水が流れないので、しょうがない、耕作放棄地を持っている人たちだけで水路を改修したということです。本人の——も、——というところで仕事をしているわけですが、——というのも、この——が管理をしているということでございます。

譲受人の——という方がおられるんですが、今日の議案4番に、先ほど木原委員から報告がありました。この方も、今回申請をされているわけです。

お聞きしましたところ、もう敷地全部防草シートを敷くから大丈夫ですよということでございました。

以上の点から、問題ないと思いますので、皆さんの審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。12番、御承認いただける方は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、可決承認いたします。

こちら辺でトイレ休憩取りましょうか。時間も押していますので、半まで中断したいと思います。よろしく申し上げます。

午後3時27分休憩

.....

午後3時34分再開

○藤井会長 それでは、再開させていただきます。

続きまして議案第39号、第40号、一括上程させていただきます。事務局、説明申し上げます。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明させていただきます。

議案書6ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第39号につきましては、令和2年8月26日公告予定の利用権設定の申請が6件提出されております。農地の集積面積は1万1,151m²でございます。

内容としまして、使用貸借権の設定が4件、所有権移転が1件、賃貸借権の設定が1件、新規4件、再設定1件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書8ページに内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第40号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件になります。

内容としまして、議案第39号の番号6番について、公社から貸付を行うものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見、御質問のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。

—————が今回出ておりますが、最近の—————の状況というのは、どうなのか御存じですか。

○藤井会長 どなたか詳しい方、おられますか。

最近、そんなに増えていないような気がします。6番の再設定についても、—————、

御存じのように、まず1年つくってみて、できる土地かどうかを確認した上で、改めて設定されるという形で、1年つくってそのまま撤退、土が合わないので撤退されるケースも多いんですけども、そんな状況の中で、なかなか新規の契約に至ったところは、そんなに多いような感じがしていませんけども、特に私の地区、佐野周辺での話ですけれども、あとは石田委員の上右田の辺がちょっとあるぐらいかねえ。

○12番 12番、石田です。

—————、——に今拠点、古民家、中古住宅を借りて、そこでいろんな資材置いたりとか、農機具もそこにしまわれたりして、そこを拠点でやっていこうという方針のようで、小野地区であったりもしたことあるんですけど、結局なかなか条件が良くないからということで、佐野のほうが条件がいいから、多分行かれたんだろうと思うんです。田んぼの1枚当たりの面積が広かったりとか。

私が相談を受けた、————という方、—————の、農地を借りて——をつくるのはいいんだけど、ここら辺、イノシシが結構出るので、電気柵、防府市は、市が単独で補助とかやっていないんですよね。山口市なんか、個人が買うときに半額補助とかやっているんですけど、そういうのができないかという相談を受けたことはあります。

今、多面的機能支払交付金、上右田地区は多面的機能支払交付金を活用して、全額保全会で買って、無償貸与、その代わりに複数軒で使ってくださいという形で、ただで貸し出せる仕組みをつくっているんで、この地区からそういう話があったときには、そういう方法もありますというお話をさせていただいているところです。

私からは以上です。

○16番 16番、原田です。

今の—————ですけど、私のところの切畑地区で、今約一ヘク、たしかこれ一年契約だったと思います。一年たったら再設定するかどうか検討するということと、あと、新規就農が、———で研修した人間が今一人、同じ切畑で、今年——a ですね。来年さらに——a ぐらい増やしたいという話を聞いています。

○4番 4番、山縣です。

このたび、—————、再設定になっているから、このたびの設定の前は、同じ場所、何年間の設定だったんですか。

○藤井会長 1年じゃないか……、2年かね。

○事務局 当初の設定が、権利の設定が相対という形の権利設定で、今回は公社を通じた権利設定に、そこがまず変わっています。

あと、当初は令和元年の6月26日から令和6年5月25日の約5年の契約だったのが、今回、

令和13年3月31まで期間が延長になっております。

○4番 分かりました。

○藤井会長 今説明がありました——、さっき言ったように、まず1年相対で契約して、土地の様子を見てから本契約という形を取られているんです。

あとここは、——、どうしても排水がいいところにこだわられているので、どうしてもうちの周りの下のほうの砂地の排水のいいところを欲しがっていたんですけども、いかんせん青地のところは、皆今農家やっていますから、白地で探してあげなくちゃいけないような状況ですので、多面的機能に入れない、入っていないところが多いので、イノシシ対策が進まないような農地しか、なかなか見つからないという部分があります。これはこれで、何とかしてあげなくちゃいけないなとは思っています。よろしいですか。

ほかに何か御質問ございませんか。この議案第39号と第40号の関係なんかもよろしいですか、新しい方。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第39号、議案第40号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第39号、第40号は可決承認いたします。

あとは、50番から56番まで報告事項になります。今まででしたら、ここで目を通していただいて、御意見を伺うところですが、新しい方がおいでになりますので、各号の内容を事務局から説明させていただきますから、それを頭に入れていただいて、見ていただきたいと思います。事務局、お願いします。

○事務局 報告の御説明をさせていただきます。

まず、議案書の9ページと10ページ、これが市街化区域内の農地に関する転用の届出です。自己所有地でやられる場合は4条、他人に権利設定して転用する場合は5条の届出になります。

次の12ページです。

農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知、合意して解約したものの通知届出です。

続きまして、13ページです。

農地法第3条の3の規定による届出ということで、農地の所有者の方が亡くなられたときに、所有権移転の登記をするという手続が、なかなか反映されるのが遅いとかあって、それまでに、今誰が相続しているのかということ、届出を農業委員会に対して行うという手続です。

次の16ページです。

農地法施行規則該当転用届です。通常、農地転用につきましては、許可ですが、農地法の施行規則に該当する部分、こちらは許可が不要、届出でよいという条文がありまして、例えばここに書いてあるように、埋蔵文化財、公共性の事業や、携帯基地局の設置、これは電気通信事業法に基づく手続になりますので、こういうのは許可が不要ということになります。

次の17ページ、畑地造成の届出です。

田んぼでやっていくのが、水の関係などで難しくなったときに、畑地として活用していくに当たって、農業委員会に届出をしていただくようになっております。

最後に、18ページで、こちら———で、被相続人の方が亡くなられて、新たに相続人となられた方、こちらが一名ございまして、相続税の納税を猶予するための制度になります。通常は、相続すれば相続税がかかってくるんですけど、引き続きこの田んぼを耕作するという意思を表明していただいて、実際耕作していただくということで、相続税が免除されるという手続の一発目になってきます。その後につきましては、利用状況調査などで確認していくようになります。

説明は以上でございます。

○藤井会長 今の説明をお聞きになった上で目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○11番 11番、池田です。

初めてですからお尋ねしますが、相続を農業委員会に届けるというのは、私も知らなかったんですけど、普通、法務局に届けますよね。その書類が、市の農業委員会に、農地の部分は連絡が来るんですか、お尋ねします。

○事務局 法務局で手続されたデータというのを、年1回税務部署からデータを頂きます。その所有者などのデータを、年1回の更新となるので、どうしてもラグが出てしまうところがございます。実際、手続はされても、台帳に反映されるのが遅くなるのと、法律的に相続をされてから何か月か以内に届出を出しなさいという規定がありますので、出しているという状況です。

○11番 分かりました。それともう一点、最初に御質問したのとダブるんですけども、報告第52号、12ページの、双方解約事由の双方合意は、農地の引渡しとなる日の6か月以内にした契約、双方合意はそういうふうになるんですけど、私、初めて見たときに、この一件もそうんですけど、双方合意年月日と引渡年月日、全部一緒に、ほかの研修のときに頂いた資料が数件あったんですけど、全部一緒になっているんです。私は、この条文というのは、借り手を保護する、借り手の地位を守るというようなことがありますから、双方合意してから若干タイムラグがあるんじゃないかと思うんです。同じ日も、もちろんありますよ。だから、違う日が少し出てなきやおかしいと。これも、先ほどから聞いていますと、手続はどれも行政書士さんがやられる方が多いようなので、やっぱり

借り手に農地の引渡しは6か月以内までにされればいいですよと、そういう事務局で問い合わせがあったとき、ここ、同じ日を書いてくださいということになると、そうなりますし。若干のタイムラグがよその市でもあるんです。1週間後に日にちが書いてあるんです、農地の引渡しは。逆に言えば、記載例なんかでも同じ日を書いてあったら、これ同じ日を書くのかというような感じになる場合が出る。ちょっと違和感があるんですけど、どうでしょうか。

○事務局 今回出てきているケースにつきましては、同じという形です。過去のケースでいうと、当然、合意日と引渡日がずれているという資料もあります。

ここを農業委員会が誘導して、同じ日を入れてくれということはありません。あくまで御本人さんが出された書類に基づいて、手続をしている状況にあります。

○11番 行政書士さんが、そう理解しておられるということはないんですか。

○事務局 行政書士さんが出される場合もあるんですけど、御本人さんで出される場合もあります。

解約の書類というのが結構シンプルで、行政書士さんに頼まなくても御自身でできる書類ですので、あまり行政書士さんを通されることはないです。先ほどあったような、別の権利移動があつて、解約も伴うというような、先ほど第3条で農地の所有権移転が出てきたと思うんですけど、そういったのとセットになっている場合は、解約も一緒にやられるということもあるんですけど、通常は御本人さんでやられることが多いです。

○11番 私の見るところでは、合意解約書というのを必ずつくりなさいとありますよね。市に30日以内に届ける書類とは別に、双方で合意解約書をつくって、引渡日が入ったような書類をつくりなさいというふうになっていると思うんですけど、それは確認されているわけですか。

○事務局 書類は、こういう形で双方、貸渡・借受人納得されて、署名、押印されたものを頂いております。

○11番 了解しました。

○4番 よろしいですか。4番、山縣です。

質問ということになりますけど、18ページの件について、納税猶予のことですね。これは、市街化区域内の農地についても納税猶予が認められるんですか。

○事務局 市街化区域内の農地でも、この制度は該当になります。

○4番 猶予ということは、納めなくていいってこと。相続税を納めなくていいってことですか、1円も。

○事務局 20年間農業を継続されると完了して、猶予をした分は免除になります。

○4番 ゼロですね。

○事務局 はい。

○4番 それと、次16ページ、農地法施行規則該当転用届について、2番、3番について、――

—————の携帯電話無線基地の設置、これ、———について転用届ということですね。
これ、無線基地局というのは、どういう形のものですか。実は、私の土地にも、今、畑として使っ
ているんですけど、市街化区域内のところに、その基地局を建てたんですけど、このように転用届
を出すべきでしょうか。

○事務局 アンテナですので、鉄塔のような長い、筒状の長い棒が立ちます。

○4番 分かりました、内容見たら、これ電柱ですね。

○事務局 電柱と同じイメージで。

○4番 いや、全く電柱です、これは。だから、私のところに建てたのと同じなので、これ、届出を
出すべきことなんですか。

○事務局 許可が不要と書いています。

○4番 じゃあ、届出する。

○事務局 何であそこに立っているんだということになるので、届出を求めているということです。

○4番 これは、地権者がやるべきことですね。

○事務局 双方の了解が要りますので、実際はやられる方、この場合でいうと、—————が手続
はされています。実際、迷惑かけるほうというか。

○4番 分かりました。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。何もないようでしたら、これで、以上で議案審議を閉じたいと思いま
す。

午後3時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 8月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員